

別表第9 除却工事費補助(第3条関係)

	除却工事費補助
補助の対象者	次に掲げる要件を満たす個人又はその者が高齢者の場合はその二親等以内の親族 1. 西宮市内に所在する昭和56年5月31日以前に着工された戸建住宅(店舗等の用途を兼ねるものを含む。)の所有者 2. 所得が12,000,000円(給与収入のみの者にあつては13,950,000円)以下の者
補助の対象住宅	1. 次のいずれかに該当する戸建住宅で原則として、「建築基準法(昭和25年法律第201号)」に適合しているもの。ただし、「建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)」による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法による住宅を除く。 (1)耐震診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (2)平成12年度から14年度までに実施した「わが家の耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの (3)平成17年度から実施している「簡易耐震診断推進事業」で、診断の結果、安全性が低い又はかなり低いと診断されたもの 2. 西宮市の市街化区域内に存する住宅であること。 3. 地震時の避難経路や緊急車両の進入路となる道路沿いに存すること。 4. 外壁から前面道路との境界線までの距離が、平屋の場合2m以内、2階建て以上の場合4m以内に建てられていること。
補助の対象となる経費	除却工事(市長が認めるものに限る)に係る経費(消費税及び地方消費税相当額を除く)。
補助金の額	補助の対象となる経費の23%を乗じて得た金額(千円未満は切捨て)又は40万円のいずれか低い金額
その他の事項	1. 補助事業者と除却工事の契約を行う事業者は建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に基づき、土木工事業、建築工事業、解体工事業のいずれかの許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)(建設リサイクル法)第21条に基づく登録を受けている者に限る。 2. 本事業とは別に、国の補助金又は交付金の交付について、併用することはできない。 3. 店舗等の用途を兼ねるものとは、その用に供する部分の床面積が、住戸ごとに面積の2分の1未満であり、当該用途を兼ねる住宅をいう。